

総務委員会資料

平成27年第5回定例会提出予定議案の説明

議案第162号 川崎市行政不服審査条例の制定について

参考資料 行政不服審査法の改正概要等について

平成27年11月24日

総 務 局

行政不服審査法の改正概要等

1 法改正の目的・趣旨

昭和37年の行政不服審査法制定以来、50年以上にわたり、実質的な法改正が行われていない中、行政手続法の制定や行政事件訴訟法の改正など関係法制度の整備・拡充を踏まえて、①審理手続の公正性の向上、②国民（市民）の使いやすさの向上、③国民（市民）の救済手段の充実・拡大の観点から見直しを行うもの

2 改正の主な内容

(1) 審理員による審理手続の導入

審理員（当該処分に関与した者以外の者等で審査庁に所属する職員の中から審査庁が指名）が、審査請求人と処分庁の主張を公平に審理する仕組みを導入する。

(2) 第三者機関への諮問手続の導入

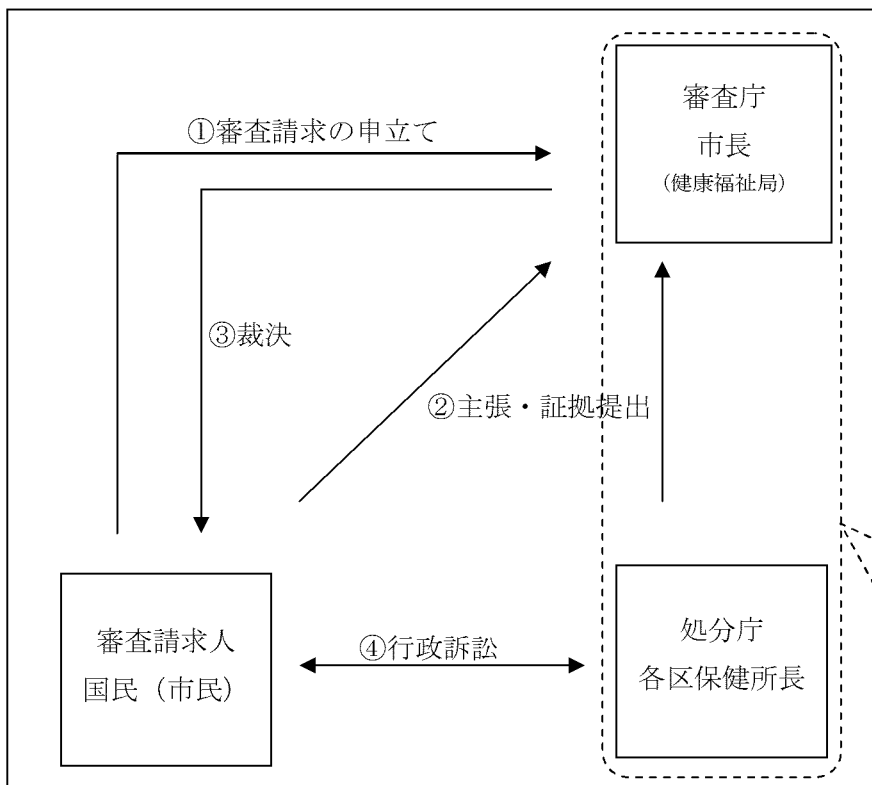
有識者から構成される第三者機関を設置し、第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより裁決の公正性を向上する仕組みを導入する。

(3) 審理手続における審査請求人の権利を拡充

不服申立期間の延長（60日→3箇月）、不服申立ての手続を審査請求に一元化、提出書類の閲覧・謄写可、口頭意見陳述における処分庁への質問等

3 行政不服審査法における審査請求の手続の比較（例：食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業停止処分の場合）

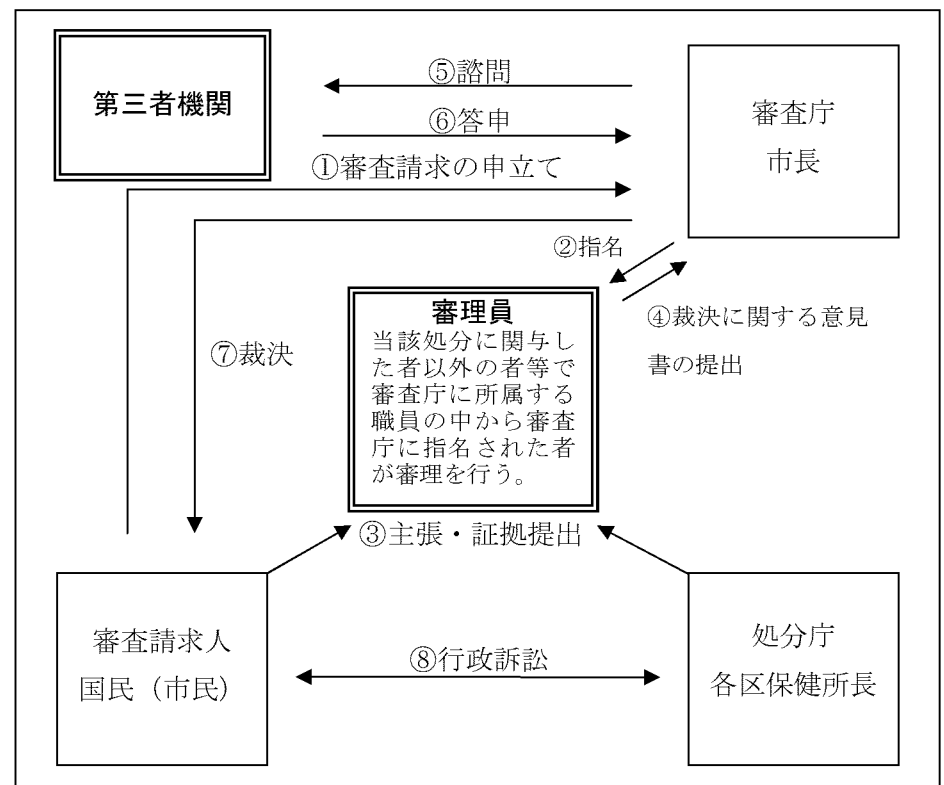
<現行法のスキーム>



改正

【課題】
不服申立の手続を実際に進める者について法律に定めがなく、処分に關与した者が手続を行うことも排除されていない。

<改正法のスキーム>



4 施行日 公布の日（平成26年6月13日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（平成28年4月1日予定）